

マイナンバー制度を支える基盤と富士通の取り組み

Platform to Support Individual Number System and Fujitsu's Activities

● 八木橋亮雄

あらまし

富士通は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の基盤となる情報提供ネットワークシステム、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、法人番号システム、自治体中間サーバー、医療保険者向け中間サーバーなど、様々なシステムの構築に携わっている。マイナンバー制度では、国や地方公共団体が情報提供ネットワークシステムで接続される。また、直接ネットワークに接続はしないが、民間企業や金融機関が社会保障と税の分野で、マイナンバーが記載された特定個人情報を行政機関へ提出する。このように、マイナンバー制度は官民全体で対応する仕組みである。富士通は、行政機関のマイナンバー制度への対応をはじめ、こうした民間も含めた法人がマイナンバー制度に対応するためのソリューションや製品、更に、情報セキュリティや個人情報保護への対応も含め、全体のコンサルティングから教育など、各種のサービスを提供している。

本稿では、こうした富士通のマイナンバー制度への対応について、ソリューションやサービス提供を含めた全体を概観する。

Abstract

As systems to provide the platform of the Social Security and Tax Number System (Individual Number System), Fujitsu is engaged in the construction of various items including the Cooperation Network System for Personal Information, Disclosure System of Personal Information Cooperation Record (Mynaportal), Corporate Number System, intermediate server for municipalities and intermediate server for medical insurers. In the Individual Number System, the national government and local public entities are connected with each other through the Cooperation Network System for Personal Information. In addition, while no direct network connection is established, private companies and financial institutions submit specific personal information containing Individual Numbers to administrative agencies in the fields of social security and taxation. In this way, the Individual Number System is to be dealt with by the public and private sectors together. Fujitsu offers solutions and products for private and other corporations to deal with the Individual Number System including preparations by administrative agencies for the Individual Number System and a variety of services ranging from overall consultation to education including accommodation of information security and private information protection. This paper outlines Fujitsu's response to the Individual Number System, showing the whole picture including provision of solutions and services.

ま え が き

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、「社会保障と税の一体改革」の一部として検討され、2013年にマイナンバー法^(注1)が成立した。その後、2015年10月にマイナンバー（個人番号）と法人番号の付番が始まった。

マイナンバー制度に先立ち、2002年から稼働している住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）は、マイナンバーの付番の基となる住民票コードを運用している⁽¹⁾。マイナンバーの付番は、この住基ネットに住民票コードからマイナンバーを付番するシステムを追加し、市区町村の住民基本台帳にマイナンバーを記載している。一方、法人番号は、登記情報システムで保有する商業登記の会社法人等番号を基に付番し、新たに法人番号システムを構築している。富士通は、こうした基盤のシステムとマイナンバー制度における新規のシステムの構築に携わっている。

本稿では、マイナンバー制度の経緯と富士通の関わり、システム全体の構成を概説し、民間も含めた広範囲のソリューションやサービス提供の概要について紹介する。

番号制度の経緯と富士通の関わり

本章では、これまでの番号制度の経緯（本誌掲載の「マイナンバー制度の本質と今後の展望」を参照）と富士通の関わりについて述べる。

富士通は、かつて1980年の所得税法の改正に伴うグリーンカード制度^(注2)のシステム構築を大蔵省（当時）から受託し、システムの設計・開発に着手した。このとき、大型汎用機の設置直前まで進んだが、1983年の制度導入の延期、1985年再度の法改正によって、システム稼働には至らなかった⁽²⁾。当時、筆者の所属していた部門が作成した設計書によれば、市区町村の住民の情報を税務署経由で収集・処理する全国システムであり、納税者番号に似た構想であった。

(注1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法第27号）。

(注2) 非課税貯蓄と課税貯蓄の双方を通ずる本人確認及び名寄せを的確に行うという目的で、本人の申請により「少額貯蓄等利用者カード」を交付する制度（昭和55年所得税法の改正）。

これと類似の運用を行っていたのが厚生省（当時）の国民年金システムである。市区町村の住民異動を伝票様式で社会保険事務所を経由して収集・処理し、年金受給の資格を管理していた。当初は磁気テープベースであり、東京都分は富士通の汎用機で処理していたが、1984年から全国オンラインに一元化された⁽³⁾。その後、1997年に基礎年金番号への統一が始められたが、2002年にひも付けられていない年金情報の問題が発覚した⁽⁴⁾。その後、データの統合^(注3)が進み、今では年金受給者の住基ネットとの突合は対象の99%^(注4)まで進んでいる。

こうした納税者番号でも基礎年金番号でもなく、市区町村の住民基本台帳の情報を基として、自治省（当時）が1994年から住民記録システムのネットワーク構築の研究会を発足した。筆者も参画したその下部である実務研究会において、住基ネットが構想された。1999年に住民基本台帳法が改正され、2002年に全国統一の住民票コードの付番が開始された。

2013年に、入国管理法の改正と外国人登録法の廃止に伴う大規模な住民基本台帳法の改正により、長年の課題であった外国人住民制度が住基ネットに組み込まれた。

なお、法人番号の基となる法務省の商業登記を含む登記情報システムは、1979年に富士通日本語情報システムJEFを採用し、1983年にパイロットシステムが稼働している。1988年から順次、登記所ごとに稼働し、2008年までに全国がコンピュータ化されている（本誌掲載の「マイナンバー制度を支えるシステム」中の「法人番号システム」の章を参照）。

マイナンバー制度のシステム構成

本章では、マイナンバー制度のシステムについて、前述した住基ネット、法人番号システム以外の構成を概説する。法人番号の関係を除く、マイナンバー制度における情報連携の全体概要を図-1に示す。

(注3) 「個人番号制度が諸外国のようにもっと早く導入され、年金記録の管理に活用されていれば、年金記録問題もここまで大問題にはならなかったのではないかと考えられる。」⁽⁴⁾

(注4) 住民票コードの収録状況・受給者（2013年3月時点）⁽⁵⁾

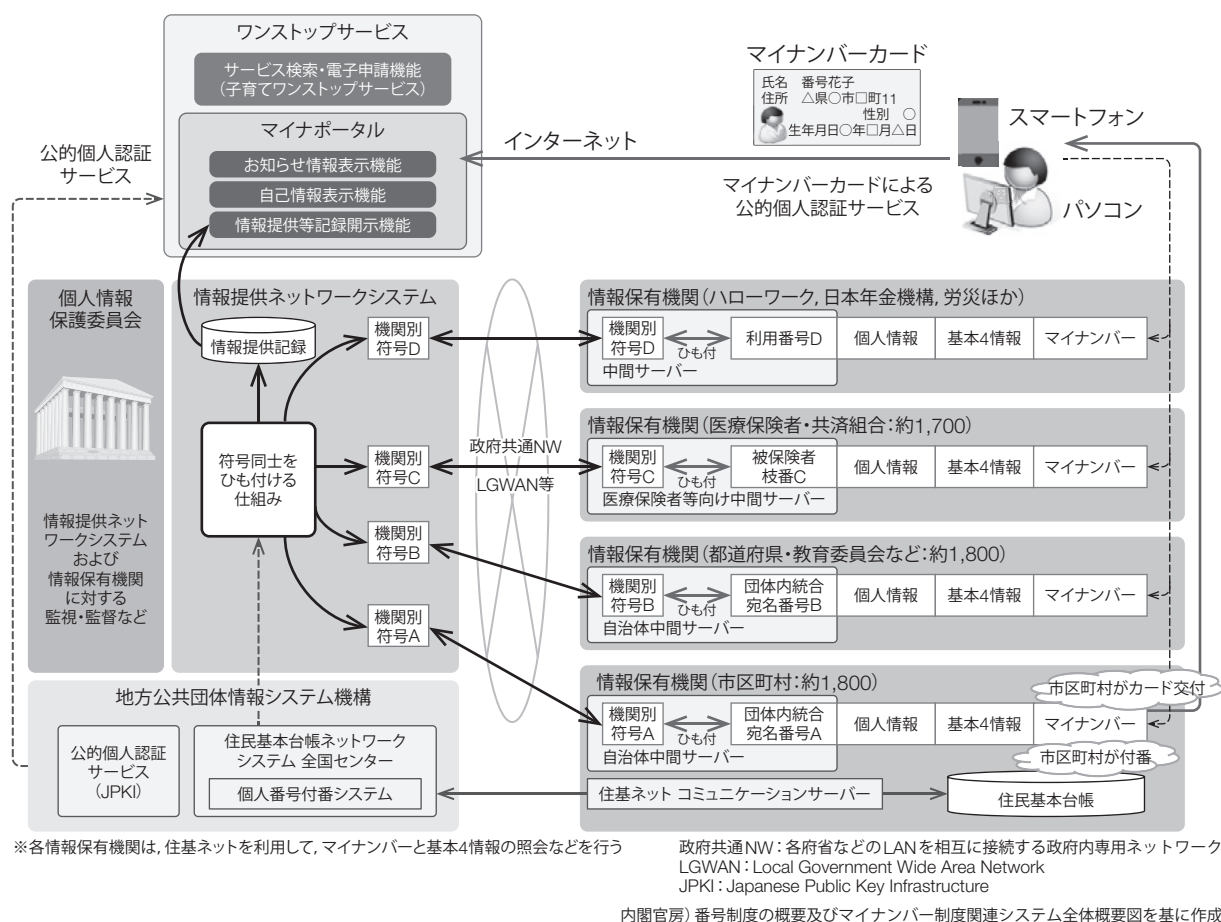


図-1 マイナンバー制度における情報連携の全体概要

(1) 情報提供ネットワークシステム

マイナンバー法の別表^(注5)に規定された情報保有機関が、規定の範囲で情報の照会・提供の連携ができる。この情報連携を実現する情報提供ネットワークシステム（以下、情報提供NWS）と、補完する情報提供等記録開示システム（マイナポータル）は国が整備する（本誌掲載の「マイナンバー制度を支えるシステム」中の「マイナポータル」の章を参照）。

(2) 情報提供NWSにつなぐ中間サーバー

多数の情報保有機関が情報提供NWSに効率的に接続できるように、国が中間サーバーを用意する。

地方公共団体（都道府県、市区町村、教育委員会など約3,600団体）向けに自治体中間サーバーを用意し、ハードウェアは中間サーバープラットフォームに共同化して設置し運用する。

また、医療保険者および共済組合（約1,700団体）向けに医療保険者等向け中間サーバーを用意し、各団体からの委託により、取りまとめ機関が統一して運営する（本誌掲載の「マイナンバー制度を支えるシステム」中の「医療保険者等向け中間サーバー」の章を参照）。

(3) 国の行政機関の対応

厚生労働省所管の3システム（ハローワークシステム、日本年金機構の社会保険システム、労災システム）が情報提供NWSを利用する。

なお、マイナンバーを利用する国税庁の国税総合管理システム（KSK）は、2011年から稼働している国税連携ネットワークeLTAX（地方税ポータルシステムの呼称）により地方公共団体と接続する⁽⁶⁾。

(4) 地方公共団体の対応

地方公共団体は、住基ネットの対応、マイナンバーを取り扱う業務システムの改修、情報提供NWSへの接続、自治体中間サーバーとの連携整備

(注5) 別表1が利用範囲（事務と利用者）、別表2が情報連携（事務と特定個人情報と情報照会・提供者）を規定している。

など、多くの対応が行われる。⁽⁷⁾

中でも、市区町村は、住民基本台帳と住基ネットに関して、2013年の外国人住民制度対応に続く大規模法改正対応となる（本誌掲載の「大規模法制度改正におけるシステム品質確保：MICJET MISALIO 住民情報ソリューション」を参照）。

マイナンバー制度のシステム概要

本章では、マイナンバー制度のシステム概要について、特徴となるポイントを述べる。

(1) 本人情報の基本は市区町村の住民基本台帳

インターネット上で、電子的な認証手続きのために置かれる基点は「トラストアンカー（信頼点）」と呼ばれる。マイナンバー制度でのトラストアンカーは、住民票、顔写真付きマイナンバーカード、電子証明書（公的個人認証サービス：以下、JPKI）が一体で位置付けられる。

(2) マイナンバー法と整備法で広範囲な利用の開始

グリーンカードや基礎年金番号、住基ネットは単独法の改正であった。一方マイナンバー制度は、社会保障と税の関連法^(注6)を一括して改正し、民間の事業者でも社会保障と税と災害対策^(注7)の分野での利用が開始された。マイナンバー法の別表により、利用できる事務と利用者は限定されるが、官民を併せた広範囲な利用は前例のない規模である。

(3) データは分散管理の情報提供NWS

情報連携は、新たに整備される情報提供NWSを介して行う。情報提供NWSで連携する個人情報は、情報保有機関ごとに暗号化された機関別符号によりひも付けられ、個人の情報は、各情報保有機関で分散管理する。ひも付ける各機関別符号についても、中央では保持せず一元管理はしない。これは、いわゆるセクトラルモデルでの連携の方式である（本誌掲載の「日本がモデルにしたオーストリア電子政府と今後のID連携」を参照）。

(4) 個人情報保護制度

マイナンバー（および符号）を含んだ「特定個人情報」を保護する仕組みが構築された。制度を監視・監督する第三者委員会として、個人情報保

護委員会が設置された。番号を利用する情報保有機関には、特定個人情報保護評価（PIA）^(注8)の実施と公開が義務付けられる。

マイナンバー法の公布後、2015年に個人情報保護法が改正され、個人情報保護委員会の拡張、パーソナルデータの利活用ルールが規定された。これらは、今後のデジタル社会の基盤整備につながっている（本誌掲載の「パーソナルデータの安心・安全な利活用を支えるプライバシー保護技術」を参照）。

(5) マイナポータル

マイナンバー法で、自己情報のアクセス記録の確認などの機能が「情報提供等記録開示システム」として規定され、これを「マイナポータル」と呼称し整備した。マイナポータルは、プッシュ型の行政サービスを提供するツールとしても拡張が進められている（本誌掲載の「マイナポータルを使った子育てワンストップサービスとお知らせサービスの円滑な運用」を参照）。

(6) マイナンバーカードとJPKIの利活用

希望者には、JPKIの電子証明書が標準実装されたマイナンバーカードが交付される。マイナンバーカードおよびJPKIは、民間利用も含め様々な利活用が進められている（本誌掲載の「マイナンバーカードの技術仕様と利活用方式」、「マイナンバーカードを利用した行政サービスの利便性向上」を参照）。

(7) 自治体システム強靱化の情報セキュリティ対策

マイナンバー施行前の2015年、日本年金機構へのサイバー攻撃による情報流出事件が発生し、行政機関においてネットワークのセキュリティ強化をはじめとする施策が実施されている（本誌掲載の「自治体情報システム強靱性向上モデル適用後の運用効率化対策」を参照）。

(8) 医療分野への利活用の拡張

医療分野でのマイナンバーの利用は、2017年の現金給付系での情報連携から始まり、予防接種や特定検診履歴の情報連携に拡張される。2018年から順次、医療保険の資格確認にマイナンバーカードの電子証明書が利用される。更に、医療等IDと連携して、医療分野での利用拡大が図られていく

(注6) 関係法36法の改正をまとめた番号法整備法が、番号法と同時に成立した。

(注7) マイナンバー法で、民間である金融機関も激甚災害時にはマイナンバーを利用できる。

(注8) Privacy Impact Assessmentの略。2008年にISO 22307で国際標準化されたが、日本では初の規定となる。

(本誌掲載の「新たな社会インフラの構築に向けた医療等IDの全体像」を参照)。

(9) 民間での利用

マイナンバー制度では、民間活用も含めたマイナンバーの利用拡大が計画されている。2015年のマイナンバー法の改正で、対象が預金保険まで拡張され、金融機関はマイナンバー管理が義務付けられた。

一方、法人番号については利用分野や情報保護の制約がなく、国際機関との連携も推進され、利活用の拡大が進んでいる(本誌掲載の「法人番号とオープンデータ・人工知能を活用した融資審査モデル」を参照)。

富士通の取り組み

富士通グループは、政府・省庁向けにマイナンバー制度のインフラとなる情報システムの構築や、自治体向けに住民基本台帳をはじめとした業務システムの改修などの対応を行ってきた。更に、民間も含めた法人企業の従業員や扶養家族のマイナ

ナンバーの取得・管理などの整備、人事・給与などの既存業務システムの改修、金融機関の特定口座やその他の業種での不動産や報酬関連の支払調書にマイナンバーの記載をする改修やサービスの対応も進めてきている。

富士通は、マイナンバー制度に対応した業務アプリケーションからBPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)サービス、教育サービスに至るまでトータルに提供し、業務の円滑な遂行を支援している。また、業務システムや運用プロセスの構築を支援するコンサルティングや、セキュリティを含むマイナンバー制度対応の基盤製品など、広範囲なソリューションを提供している(図-2)。

このうち、マイナンバー制度に関するeラーニングに関して、マイナンバーを取り扱う人事・総務・経理向けだけでなく、全従業員向けの教育を行うサービスやトータルにeラーニング活用を支援するBPOサービスを提供している(本誌掲載の「eラーニングを活用したマイナンバー制度の企業向け教育支援」を参照)。

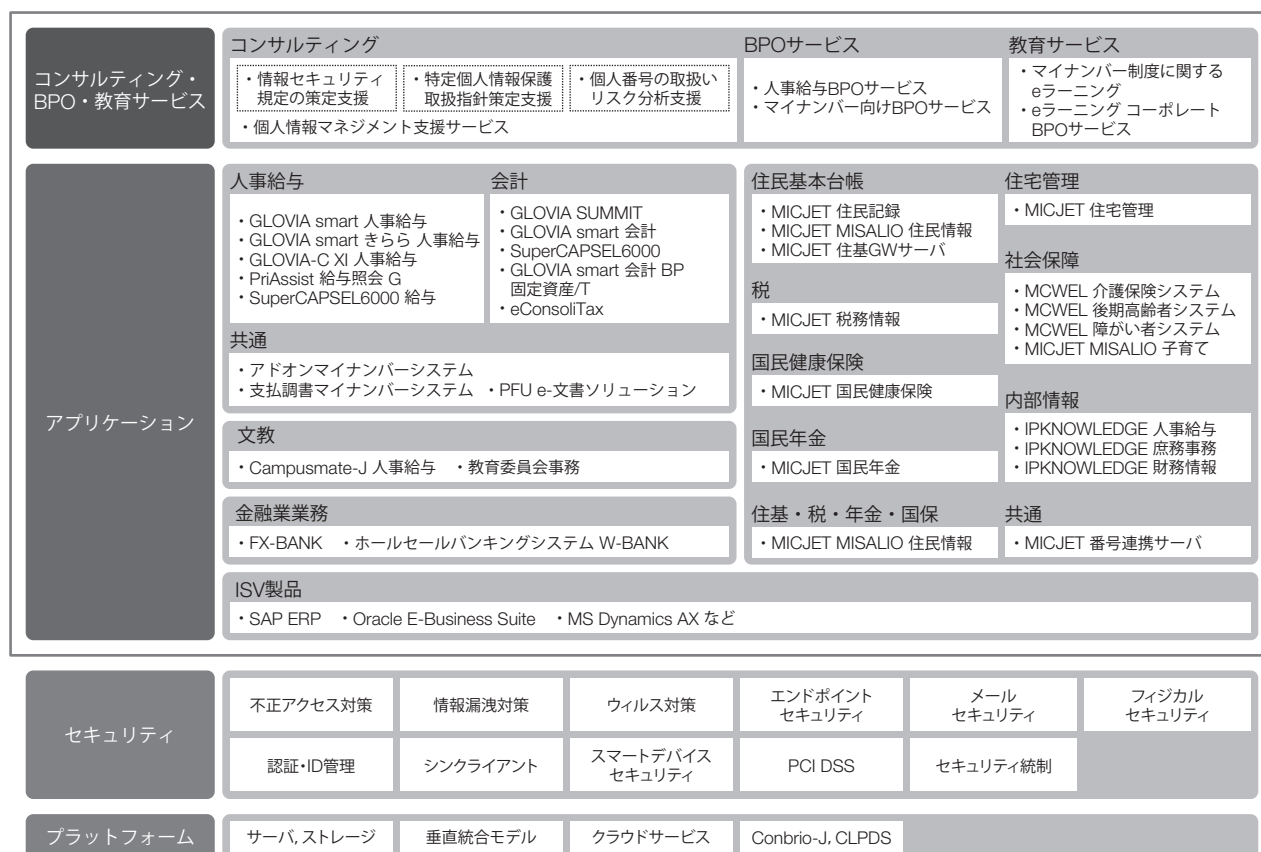


図-2 ソリューション体系図

む す び

本稿では、マイナンバー制度への富士通の関わりと、それぞれのソリューションやサービスの概要を述べた。

政府は、2000年のIT基本法および2001年のe-Japan戦略以来、電子行政を推進してきた。2016年の官民データ活用推進基本法の成立も受け、IoT（Internet of Things）やデジタル社会の進展に対応した、デジタルガバメントを実現する新たな電子行政の方針を示している。そこでは、デジタル技術を徹底活用し、利用者中心の行政サービス改革を進め、官民協働による多様な主体によるサービス提供を促進し、利用者中心のサービスの実現を推進していく。この官民協働のプラットフォームとして、マイナンバー制度・法人番号・JPKIの徹底活用と、利活用範囲の拡大の推進が示されている。⁽⁸⁾

今後のオープンデータの活用やIoT、ビッグデータ解析、人工知能（AI）を地域社会の中で実装していくためにも、データ活用の基盤として、マイナンバー制度・法人番号・JPKIの利活用を官民で連携していくことが基本であり、重要なポイントとなっている。

富士通グループでは、安全かつ効果的なマイナンバー制度を推進し、利用拡大を支援していくとともに、それを基盤とした新たなデジタル社会の実現に取り組んでいく。

参考文献

- (1) 八木橋亮雄：住民基本台帳ネットワークシステム。FUJITSU, Vol.52, No.6, p.571-576 (2001).
<http://img.jp.fujitsu.com/downloads/jp/jmag/vol52-6/paper16.pdf>
- (2) 内閣府：資料～納税者番号制度。第27回 税制調査会 総会（平成17年3月18日開催），2005/3.
- (3) 樋口 修：年金問題の経緯と課題 調査と情報.第654号，国立国会図書館，2009/10.
- (4) 厚生労働省 社会保障審議会：年金記録問題－正常化への軌跡と今後の課題～年金記録問題に関する特別委員会報告書。2014/1.
- (5) 日本年金機構：個人番号導入への対応と外国人の氏名管理。厚生労働省 社会保障審議会（年金記録問題に

関する特別委員会）第8回資料，2013/11.

- (6) 地方自治情報センター：総合行政ネットワークno95 特集eLTAX. 月刊 LASDEC, 2010/9.

- (7) 橋本暁輝ほか：自治体基幹システムにおけるマイナンバー（個人番号）制度対応への取り組み。FUJITSU, Vol.65, No.6, p.9-15 (2014).

<http://img.jp.fujitsu.com/downloads/jp/jmag/vol65-6/paper02.pdf>

- (8) IT総合戦略本部 新戦略推進専門調査会 電子行政分科会：新たな電子行政の方針についての考え方。2017/2.

著者紹介



八木橋亮雄（やぎはし あきお）

行政ビジネス推進統括部
行政第一ビジネス推進部
全国地方自治体への支援，総務省，全国地域情報化推進協会などの対応に従事。